

死亡したときの主な手続き（区役所関連）

札幌市東区役所
TEL(代)741-2400

届出後に戸籍の謄抄本等をとることができるのは、
 1、札幌市東区分 → 月 日からです。
 2、他の市区町村分 → おおむね10日から2週間程度かかると思われますが、
関係本籍地の市区町村戸籍担当課にご確認ください。

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きをしてください。手続きについてのおたずねは、それぞれの窓口でお願いいたします。

◎国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の手続き

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方	窓口 (各課直通のダイヤル番号)
	国民年金の手続き (加入されていた方)	○国民年金手帳	死亡一時金請求、遺族基礎年金裁定請求、寡婦年金裁定請求が必要な方がいます。詳しくは窓口へお問い合わせください。	1階⑥番 保険年金課 (741-2543)
	国民年金の手続き (受給されていた方)	○国民年金証書	区役所で手続きが済む方と、年金事務所で手続きが必要な方がいますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。	
	国民健康保険・後期高齢者医療保険の葬祭費申請手続き	○国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ、後期の資格確認書 ○会葬はがき又は領収書（喪主又は施主の氏名が確認できるもの） ○喪主又は施主の預金通帳	国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者が死亡された場合に、葬祭を行った方（喪主又は施主）に支給されます。	1階⑦番 保険年金課 (741-2529)
	国民健康保険・後期高齢者医療保険の喪失手続き	○国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ、後期の資格確認書 ○代表相続人の印鑑・預金通帳 ○「死亡診断書」の写し	・国民健康保険の加入者又は世帯主 ・後期高齢者医療保険の加入者	1階⑧番 保険年金課 (741-2532)
	介護保険の資格喪失手続き	○被保険者証又は資格者証 ○代表相続人の印鑑・預金通帳	・65歳以上の方（第1号被保険者） ・介護保険証を持っている40～64歳の方（第2号被保険者）	
		○負担割合証 ○負担限度額認定証 ○代表相続人の印鑑・預金通帳	負担割合証、負担限度額認定証の交付を受けている方（要介護認定を受けている方）	2階④番 保健福祉課 (741-2462)

◎高齢者・障がい者福祉などに関する手続き

	敬老優待乗車証の返還	○敬老優待乗車証	70歳以上で敬老優待乗車証の交付を受けていた方	2階⑤番 保健福祉課 (741-2462)
	外国人高齢者・障害者福祉手当の喪失手続き		手当の支給を受けていた方 ※ご家族の方に提出していただく書類があります。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	2階③番 保健福祉課 (741-2466)
	身体障害者手帳の返還	○身体障害者手帳	手帳の交付を受けていた方	
	療育手帳の返還	○療育手帳	手帳の交付を受けていた方	
	精神障害者保健福祉手帳の返還	○精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けていた方	
	特定疾患等医療受給者証の返還	○特定疾患等医療受給者証	受給者証の交付を受けていた方	東保健センター2階 健康・子ども課 ((代)711-3211)

*裏面もあります。

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方	窓口
	戦傷病者手帳の返還	○戦傷病者手帳	手帳の交付を受けていた方	2階②番 保健福祉課 (741-2459)
	中国残留邦人等の手続き		諸手続きについては窓口へお問い合わせください。	
	心身障害者扶養共済年金・弔慰金の請求手続き	持参するもの、手続き方法が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。		2階②番 保健福祉課 (741-2461)
	重度心身障害者医療費助成の喪失手続き	○受給者証	受給者証を返還してください。	
	交通費助成カード・福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券の返還	○交通費助成カード ○福祉乗車証 ○福祉タクシー利用券 ○福祉自動車燃料助成券	左記の乗車証等の交付を受けていた方	2階⑤番 保健福祉課 (741-2462)
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の手続き	○印鑑など	手当の支給を受けていた方 ※死亡届のみで手続きが済む方と、未支給手当の請求が必要な方がいます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	2階③番 保健福祉課 (741-2463)
	恩給受給者の手続き		手続きは総務省政策統括官（恩給担当）です	総務省政策統括官恩給担当 (03-5273-1400)

◎児童手当・乳幼児医療助成などに関する手続き

	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続き		児童を扶養していた父母等がお亡くなりになった場合、受給者の変更手続きや新規に申請が必要な場合があります。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	2階②番 保健福祉課 (741-2461)
	災害遺児手当の手続き		児童を扶養していた父母等が交通災害、労働災害等特定の事由で亡くなった場合、その後児童を扶養している方に手当を支給します。詳しくは窓口へお問い合わせください。	
	子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の手続き	○受給者証	受給者証を返還してください。 児童を扶養していた父母等がお亡くなりになった場合、新規に申請が必要な場合があります。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	
	母子寡婦福祉資金の貸付停止手続き		資金の貸し付けを受けていた方は、窓口へお問い合わせください。	東保健センター2階 健康・子ども課 ((代)711-3211)

◎その他の手続き

	印鑑登録証の返還	○印鑑登録証(カード)	戸籍の死亡届により印鑑登録は自動的に廃止されます。登録証は窓口へ返還されるか速やかに処分してください。	1階⑤番 戸籍住民課 (741-2449)
	市民税に関する手続き	持参するもの、手続き方法が異なりますので詳しくは窓口へお問い合わせください。	市民税を課税されていた方	北部市税事務所 (207-3914)
	固定資産税に関する手続き		区内に土地・家屋等を所有されていた方	北部市税事務所 (207-3917)
	軽自動車税に関する手続き		市内に軽自動車・バイク等を所有されていた方	中央市税事務所 (596-6932)
	市営墓地使用者の相続による権利移転手続き	○墓地使用許可証 ○旧使用者の戸(除)籍謄(抄)本 ○相続人の戸籍謄(抄)本・住民票・印鑑など	市営墓地の使用権者が死亡した場合、相続手続きが必要です。相続人によって必要な書類が異なる場合があります。その他、市営墓地への納骨手続きなど、保健福祉局施設管理課までお問い合わせください。	保健福祉局 施設管理課 (中央区北2条西1丁目ORE(オーアールイー)札幌ビル7階) 211-3525
	不動産相続登記の手続き		令和6年4月1日から不動産相続登記手続きが義務化されました。詳しくは法務局へお尋ねください。	札幌法務局 不動産登記部門 ((代)709-2311)